



長野県報

11月17日(木)
平成28年
(2016年)
第2826号

目次

告示

保安林予定森林(森林づくり推進課) 1

公告

表彰規則に基づく表彰(人事課) 1

特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(県民協働課) 2

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働課) 2

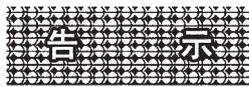
大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧(2件)(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室) 2

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧(農村振興課) 4

平成29年度及び平成30年度において県が調達をする製造の請負、物件の買入れ等に係る競争入札に参加を希望する者の資格の審査の実施(契約・検査課) 5

土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課) 6

開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課) 6



長野県告示第628号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

平成28年11月17日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

伊那市高遠町藤沢700の1、700の6から700の13まで、700の19、700の20、700の22、700の24、700の25、700の33、700の37から700の42まで、700の44から700の69まで、700の71から700の77まで、700の85、700の118、700の119、700の123、700の125から700の132まで、700の134から700の143まで、700の145、700の146

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

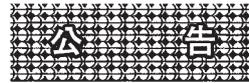
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課



公告

表彰規則(昭和34年長野県規則第6号)第7条の規定により、平成28年11月9日付けて次の者を表彰しました。

平成28年11月17日

長野県知事 阿部守一

スポーツ栄誉賞

川元 奨 大迫 傑 藤澤 勇
田代 佳奈美 大岩 義明 矢澤 一輝
矢澤 亜季 樋口 政幸 堀越 信司
藤澤 潔

人事課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年11月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年11月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人諏訪リハビリテーション
- 3 代表者の氏名
尾崎 将俊
- 4 主たる事務所の所在地
諏訪市大字湖南3861番地5
- 5 定款に記載された目的
この法人は、被介護保険者・高齢者に対して、介護、介護予防、リハビリに関する事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年11月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年11月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人雲援隊
- 3 代表者の氏名
吉田 修次
- 4 主たる事務所の所在地
塩尻市大門二番町7番3号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、ADHD（注意欠陥・多動性障害）及びアスペルガー症候群等の障害を持つ者及び子育て等の事情により勤労意欲がありながら就労が困難な者に対して、ICT（情報通信技術）及び関連する諸技術を活用した育成及び就労支援を行い、もってこれらの者の自立及び地域雇用の活性化に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第

10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年11月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年11月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人さわやか千歳
- 3 代表者の氏名
高橋 正男
- 4 主たる事務所の所在地
下高井郡山ノ内町大字夜間瀬2506番地の1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域住民の人と人とのふれあいを大切にし、先人が作り上げた歴史、及び、永年培ってきた経験を生かし、子育て支援、高齢者、障害者の諸介護を支援し、生きがいを持ち安心して暮らせる地域作りの実現に一体となって寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年11月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール松本 A棟・B棟
松本市中央4-1389-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イオンモール株式会社
代表取締役 吉田 昭夫
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イオンリテール株式会社
代表取締役 岡崎 双一
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1 ほか
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成29年7月8日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
32,541平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数	1,958台
(2) 駐輪場の収容台数	733台
(3) 荷さばき施設の面積	595平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量	251立方メートル

(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社	午前7時	午後11時
未定	午前7時	午後11時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前6時30分から午後11時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

入口 7か所 出口 6か所 合計13か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

時間帯
午前6時から午後9時まで

8 届出年月日

平成28年11月7日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

10 縦覧の期間

平成28年11月17日から平成29年3月17日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年11月17日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール松本C棟

松本市中央4-1234ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっ

ては代表者の氏名

イオンモール株式会社

代表取締役 吉田 昭夫

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

未定

- 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成29年7月8日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,837平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 94台
- (2) 駐輪場の収容台数 100台
- (3) 荷さばき施設の面積 72平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 63立方メートル

(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
未定	午前7時	午後11時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前6時30分から午後11時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

入口 4か所 出口 4か所 合計8か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

時間帯
午前6時から午後9時まで

8 届出年月日

平成28年11月7日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

10 縦覧の期間

平成28年11月17日から平成29年3月17日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室

公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成26年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該農用地利用配分計画を縦覧に供します。

なお、利害関係人は、当該農用地利用配分計画について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年11月17日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
江本元気	佐久市協和220-2	佐久市協和字宮久保645
有限会社市川	佐久市大沢1187	佐久市大沢字原16-1ほか34筆
中島栄太郎	佐久市大沢887-3	佐久市大沢字下町屋148-2ほか1筆
瀬下明久	佐久市大沢430-7	佐久市大沢字城下437-1ほか2筆
石田慎二	佐久市田口915-1	佐久市田口字中反田4172ほか1筆
山浦文克	北佐久郡立科町大字桐原281	北佐久郡立科町大字桐原字券上7ほか50筆
大西亮多	茅野市本町東12-6	茅野市豊平字前田下29155
農事組合法人ゆいにしはる	伊那市西春近5146-6	伊那市西春近6786-1ほか83筆
西村博文	伊那市西春近9252	伊那市西春近8979-1ほか17筆
唐澤岩雄	伊那市西春近9472	伊那市西春近9470-1ほか11筆
北原一男	伊那市西春近9143	伊那市西春近9551
宮下日志クマルパヒム	上伊那郡宮田村6138-4	伊那市西春近9280
小松秀幸	伊那市西春近7572	伊那市西春近9122ほか2筆
倉田昇	駒ヶ根市赤穂8377	駒ヶ根市赤穂8302ほか10筆
齊藤庄一	駒ヶ根市赤穂1083	駒ヶ根市赤穂1092-1ほか6筆
農事組合法人たつの営農	上伊那郡辰野町大字樋口2197-1	上伊那郡辰野町大字横川字飯沼沢3680ほか82筆
株式会社やまやす中島農園	飯田市上郷黒田2152	下伊那郡阿智村伍和1742-1ほか9筆
株式会社ヌーベルファーム泰阜	下伊那郡泰阜村3440-29	下伊那郡泰阜村372ほか5筆
五味真吾	下伊那郡豊丘村大字河野667	下伊那郡豊丘村大字河野1304
塩原大	松本市並柳4-8-1	松本市寿北二丁目1011-1ほか2筆
丸山隆	安曇野市三郷明盛731	安曇野市三郷明盛433-3ほか7筆
小口茂	安曇野市豊科南穂高4491-2	安曇野市豊科南穂高4609ほか1筆
樺沢真一	安曇野市堀金烏川3426-5	安曇野市豊科1976-1ほか4筆
山田恭土	安曇野市豊科高家858-1	安曇野市豊科高家307ほか5筆
降旗喜久男	安曇野市豊科高家5243	安曇野市豊科高家41-3ほか1筆
有限会社斉藤農園	安曇野市堀金烏川5699-1	安曇野市堀金烏川2-10-3ほか3筆

小口茂	安曇野市豊科南穂高4491-2	安曇野市豊科南穂高4635-1
堀田佳基	大町市常盤4950-13	大町市常盤字松原5800-7ほか9筆
小林平八	大町市常盤4616	大町市常盤字都4418
奥原祝明	大町市常盤4507	大町市常盤字北村4598-1ほか1筆
奥原嘉一	大町市常盤4536	大町市常盤字北村9808
宮田富吉	大町市大町5966	大町市大町5960-4ほか25筆
株式会社ヴィニョブル安曇野	北安曇郡池田町会染5543	北安曇郡池田町大字中鶴3198ほか49筆
綱島憲二	北安曇郡池田町会染1350-3	北安曇郡池田町大字会染38-1ほか2筆
荒井賢蔵	上水内郡信濃町柏原474-3	上水内郡信濃町大字荒瀬原字鳴沢684-1ほか3筆
堀内豪	中野市大字片塩30	中野市大字新保字西条境845
矢野修平	中野市大字柳沢844	中野市大字赤岩字箴塚1988ほか1筆
玉木正身	中野市大字西条427	中野市大字西条字高橋128
豊田清士	中野市大字柳沢512-1	中野市大字赤岩字四丁町1809

2 申請年月日

平成28年11月2日

3 縦覧場所

長野県農政部農村振興課

4 縦覧期間

平成28年11月17日から平成28年11月30日まで

農村振興課

公告

平成29年度及び平成30年度において県が調達をする製造の請負、物件の買入れ等に係る競争入札に参加を希望する者の資格の審査を次のとおり行います。

平成28年11月17日

長野県知事 阿部守一

1 契約の種類

- (1) 製造の請負
- (2) 物件の買入れ
- (3) その他の契約（建設工事の請負契約並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託契約並びに森林整備業務の請負契約及び委託契約を除く。）

2 県が調達をする物品又は役務の種類

貴金属・工芸品、教材・楽器・運動用品・娯楽用品、文具・事務用品・事務機器、家具・装飾品、薬品、機械・機器、燃料、車両・船舶類、印刷・出版・製本、繊維製品、皮革・ゴム・樹脂製品、工用材料、その他の物品及びその他の業務（建物清掃、リース、情報関連業務等）

3 申請の方法

- (1) 申請書等

「競争入札参加資格審査申請書（平成29・30年度用）」を使用し、必要な書類を添えて申請してください。

(2) 受付期間及び資格登録日

ア 受付期間：平成28年12月12日（月）から平成29年1月20日（金）まで

イ 資格登録日：平成29年4月1日

平成29年1月23日以降に受け付けたものについては、随時審査を行い、その資格登録日は、同年4月1日以降となります。

(3) 申請書用紙等の交付

長野県公式ホームページからダウンロードしてください。

ア 申請書 http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/2930sankashikaku_yoshiki.html

イ 記載方法

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/documents/2930kisai.pdf>

上記以外の方法として、会計局契約・検査課において交付するほか、会計センター（東信、南信、中信、北信、上田分室、諏訪分室、飯田分室、木曾分室、大町分室、中野分室）においても交付します。

(4) 申請書等の提出先

- ア 持参又は郵送：長野県会計局契約・検査課用品調達係
 イ 持参のみ：会計センター（東信、南信、中信、北信、上田分室、諏訪分室、飯田分室、木曾分室、大町分室、中野分室）

(5) 申請書等の作成に用いる言語等

- ア 申請書等については、日本語で記載してください。やむを得ない理由により外国語で記載する場合にあっては、日本語の訳文を添付してください。

- イ 外国の事業者にあつては、申請書等の金額欄は出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載してください。

4 競争入札参加資格の審査を申請することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、競争入札に参加することを停止された期間を経過しない者
 (3) (2)に掲げる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 (4) 都道府県税又は消費税及び地方消費税を滞納している者
 (5) 営業に関し、許可又は認可を必要とする場合において、これを得ていない者
 (6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者
 (7) 申請の日において、労働保険、厚生年金保険又は健康保険に加入していない者（加入義務のない者を除く。）

5 競争入札参加資格の審査の方法

競争入札（建設工事の請負契約並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託契約並びに森林整備業務の請負契約及び委託契約を除く。）に参加する者の資格に関する取扱要領（平成28年11月9日付け28契検第86号会計局長通知）に定めるところによります。

6 資格審査結果の通知

競争入札参加資格登録通知書により申請者に通知（郵送）します。

7 資格の有効期間及び更新手続

- (1) 競争入札参加資格の有効期間
 資格登録日から平成31年3月31日までとします。
- (2) 有効期間の更新
 (1)の有効期間の更新を希望する者は、平成30年12月頃に平成31年度及び平成32年度の資格審査の公告を行う予定ですので、当該公告に基づき申請してください。

契約・検査課

公告

駒ヶ根市大田切土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成28年11月17日

長野県上伊那地方事務所長 堀田文雄

監事

新任

氏名 住所

竹村正宣 駒ヶ根市中沢10176番地
 退任

氏名 住所

宮下 稔 駒ヶ根市中沢2621番地

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成28年11月17日

長野県上伊那地方事務所長 堀田文雄

1 (1) 許可番号

平成28年5月25日 長野県上伊那地方事務所指令28上伊地建第37-3号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上伊那郡宮田村3435-1、3435-2、3435-3、3436-1、3436-2、3436-3、3436-4、3437-1、3437-8、3437-9、3437-10、3437-11、3439-1、3439-2、3439-4、3439-6

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

駒ヶ根市赤穂759-688

株式会社サンチヨ 代表取締役 小林 恵

2 (1) 許可番号

平成28年4月13日 長野県上伊那地方事務所指令27上伊地建第36-9号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

駒ヶ根市赤穂4672-9、4672-10、4672-11の内、4673、4674、4675、4676-1、4676-2、4676-3、4676-4、4676-5、4676-6、4676-7、4676-8、4676-9、4676-10、4676-11、4676-12、4676-13、4676-14、4676-15、4676-16、4676-17、4676-18、4676-19、4676-20、4676-21、4676-22、4676-23、4676-24、4676-25、4676-26、4676-27、4676-28、4676-29、4676-30、4676-31、4676-32、4676-33、4676-34、4676-35、4676-36、4676-37、4676-38、4676-39、4676-40、4676-41、4676-42、4676-43、4676-44、4676-45、4676-46、4676-47、4676-48、4676-49、4676-50、4676-51、4676-52、4676-53、4676-54、4676-55、4676-56、4676-57、4676-58、4676-59、4676-60、4676-61、4676-62、4676-63、4676-64、4676-65、4676-66、4676-67、4676-68、4676-69、4676-70、4676-71、4676-72、4676-73、4676-74、4676-75、4676-76、4676-77、4676-78、4676-79、4676-80、4676-81、4676-82、4676-83、4676-84、4676-85、4676-86、4676-87、4676-88、4676-89、4676-90、4676-91、4676-92、4676-93、4676-94、4676-95、4676-96、4676-97、4676-98、4676-99、4676-100

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

駒ヶ根市赤穂759-688

株式会社サンチヨ 代表取締役 小林 恵

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成28年11月17日

長野県長野地方事務所長 塩谷幸隆

1 許可番号

平成28年8月17日 長野県長野地方事務所指令28長地建第17-8号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字小山字仏施1738-1、1738-2、1738-3、1741-3、1745-1の内

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟県上越市中通町5-7

杉山建設株式会社 代表取締役 杉山成雄

都市・まちづくり課